



# 暮らしの情報ページ

## 2月16日(火)～3月15日(月)は 市・県民税と所得税の申告期間

### 市・県民税

(市・県民税の申告は市役所、各公民館で)

申告が必要なかた  
平成11年1月1日現在で市内に在  
住し、次のいずれかに該当するかた  
所得税の確定申告をするかたは不  
要です(別表1参照)

営業、農業、その他の事業、不動産  
(地代、家賃)配当、年金などの所得  
がある 勤務先から市に給与支払報  
告書が出されていない(パート、アル  
バイトなども含む) 平成10年中に  
退職し、再就職をしていない 給与  
所得者で給与以外の所得がある 市  
内に家屋敷や事務所、事業所があり、  
市外に住所がある

申告書の提出  
申告が必要と思われるかたに申告  
書を郵送します。同封の 申告の手引  
き、書き方を参考に記入してくださ  
い。

また、申告書が送付されなくても  
申告が必要と思われるかたは、各公  
民館・出張所、市民税課に用意してあ

りますのでご利用ください。申告書  
は市県民税額を決定することのほ  
かに、課税(非課税)証明書の発行な  
どのために必要になります。申告書  
は11頁の会場へ提出するか、3月15  
日(月)までに市民税課に郵送して  
ください。

問い合わせ市民税課〒350・  
1380 入間川1・23・5) 内  
線1092・1093

### 所得税

(所得税の確定申告、所得税  
の還付、郵送受け付け)

所得税の確定申告  
青色申告、事業所得、不動産所得、  
譲渡所得の所得税の申告、住宅取得  
等特別控除の申告は市役所では受  
け付けできませんので、所沢税務署  
へ直接または郵送で提出してくださ  
い。税務署の受け付け時間は9時～  
16時です。

申告が必要なかた  
営業、農業、その他の事業、不動産

(地代、家賃)配当、年金、譲渡などの  
所得が所得控除(基礎、配偶者、扶養  
控除など)の合計額を超えている  
給与所得者で次のいずれかに該当す  
るかた①給与の年収が2千万円を超  
えている②2か所以上から給与を受  
けている③給与と所得以外の所得が20  
万円を超えている

申告することで所得税が還付され  
るかた

給与所得者で確定申告が必要ない  
かたでも、次のいずれかに該当する  
かたは、申告することで源泉徴収  
された所得税が還付される場合があ  
ります。還付申告の受け付けは所沢  
税務署で始まっています。

融資を受け、住居を取得または増  
改築した 10万円所得の合計額が  
200万円未満のかたはその5%  
(を超える医療費を支払った 年の途  
中で退職し、再就職をしていないな  
ど)

申告書の提出は手紙に郵送で

確定申告期間中の税務署は大変  
混雑します。確定申告書は自分で正  
しく作成し、郵送で提出しても差し  
支えありませんので、郵送による提  
出をお勧めします。

郵送にあたってのお願い

確定申告書の控えに税務署の受付  
印が必要なかたは、提出する申告書  
のほか、申告書の控えと切手を貼っ

た返信用封筒(住所氏名を必ず記入  
してください)を忘れずに同封して  
ください。

問い合わせ所沢税務署〒359  
・8601 所沢市並木1・7) へ  
☎993・9111

市・県民税の申告、所得税の  
確定申告に必要なもの

給与、年金、配当所得などのあるか  
たは源泉徴収票や支払調書など、事  
業所得のあるかたは収入、必要経費  
が分かる書類、昨年中に支払った社  
会保険料、生命、損害保険料の掛け金  
などが分かるもの。このほか所得控  
除に必要な書類(障害者手帳など)  
配偶者の所得が分かる書類、認め印

税理士による  
還付申告無料相談

年金を受けているかた、給与所得  
者で医療費控除を受けようとするか  
た、年の途中で退職または就職した  
かたのうち、少額な還付申告相談と  
申告書の作成をお近くの税理士事  
務所で行います。

期間2月1日(月)～15日(月) ↓土  
・日・祝日をのぞく9時30分～16時に  
関東信越税理士大会所沢支部事務局の  
993・0822か、各税理士事務  
所事前に申し込みが必要、費用は無  
料(入)

暮らしの情報ページは主に公共機関などからのお知らせを掲載します。問い合わせや申し込みなどは→の記号で表示します。市役所の代表電話番号は☎042 - 953 - 1111です。

市・県民税申告受付日程

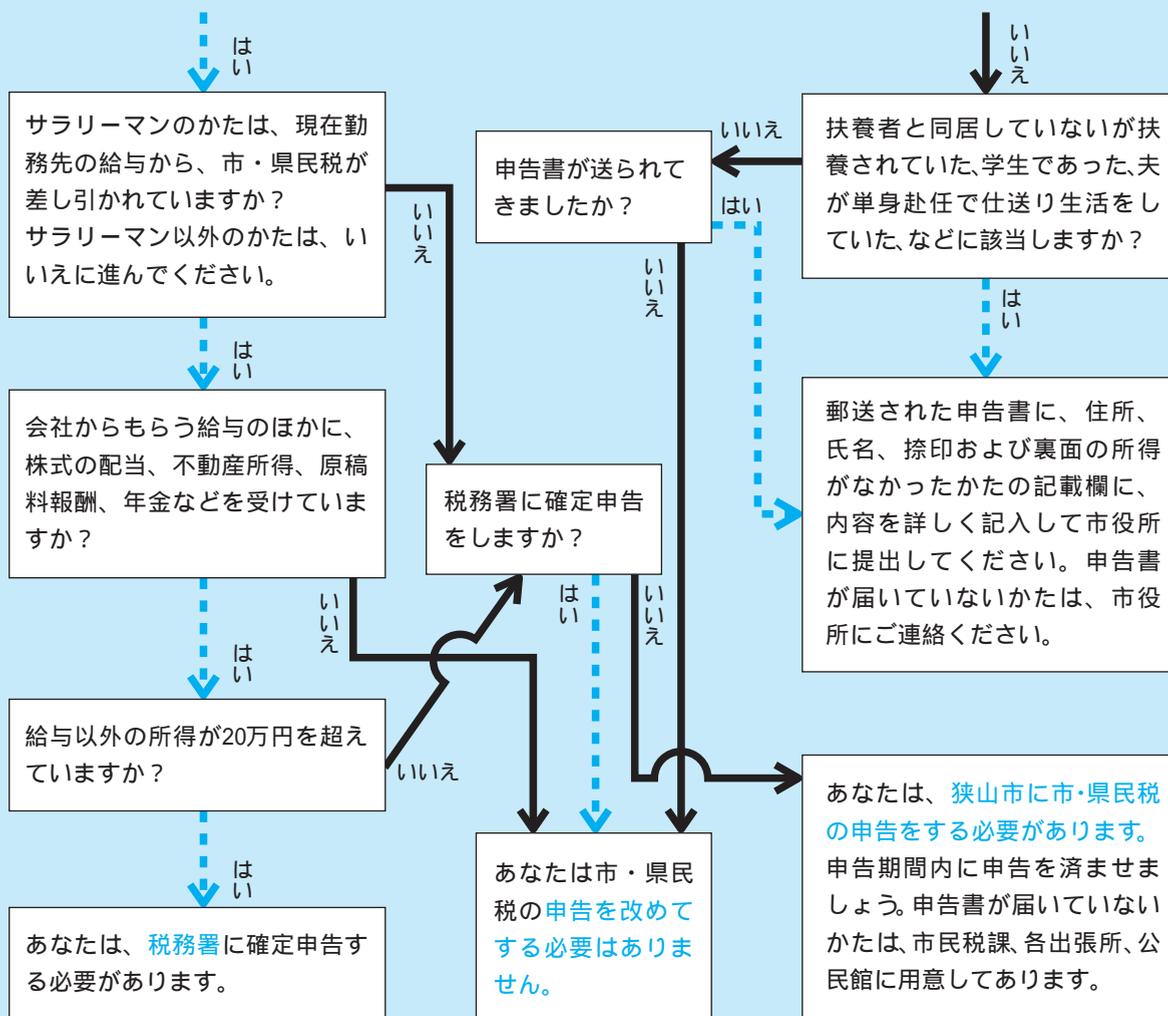
| とき       | 会場      |
|----------|---------|
| 2月16日(火) | 市役所(6階) |
| 2月17日(水) | 市役所(6階) |
| 2月18日(木) | 市役所(6階) |
| 2月19日(金) | 市役所(6階) |
| 2月22日(月) | 市役所(6階) |
| 2月23日(火) | 市役所(6階) |
| 2月24日(水) | 広瀬公民館   |
| 2月25日(木) | 奥富公民館   |
| 2月26日(金) | 水富公民館   |
| 3月1日(月)  | 市役所(6階) |
| 3月2日(火)  | 狭山台公民館  |
| 3月3日(水)  | 柏原公民館   |
| 3月4日(木)  | 人間公民館   |
| 3月5日(金)  | 堀兼公民館   |
| 3月8日(月)  | 市役所(6階) |
| 3月9日(火)  | 人間公民館   |
| 3月10日(水) | 水野公民館   |
| 3月11日(木) | 市役所(6階) |
| 3月12日(金) | 市役所(6階) |
| 3月15日(月) | 市役所(6階) |

時間はいずれも9時～16時  
 住民税・主な所得税の申告用紙は、各公民館、出張所、市民税課にあります。なお、還付申告は右記以外の日程です。すでに所沢税務署で受け付けています(土・日・祝日を除く)

別表1

## 私は市・県民税の申告をする必要がありますか？

あなたは平成10年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？



平成11年1月1日現在、狭山市以外の市区町村に住んでいたかたは、その市区町村に申告してください